

南風原観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委託業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本実施要項は、南風原観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委託業務の受注候補者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

- (1) 業務名称 南風原観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委託業務
- (2) 業務内容 別紙「南風原観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委託業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成28年3月18日(金)まで
- (4) 提案上限額 5,400,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内
提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。また、この金額は契約額等を示すものではない。

3 担当部局

南風原町経済建設部 産業振興課
〒901-1195 南風原町字兼城 686 番地
(電話) 098-889-4430 (FAX) 098-889-7657
(E-mail) H8894430@town.haebaru.okinawa.jp

4 応募資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当するものとする。

- (1) 南風原町入札参加資格を有し、沖縄県内に本社もしくは支社又は営業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (8) 南風原町から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

5 スケジュール

	項 目	日 程
1	プロポーザル公告	平成27年8月18日(火)～8月31日(月)
2	質問の受付期間	募集開始～8月24日(月)
3	質問に関する回答	平成27年8月25日(火)
4	参加申込書等の提出	平成27年8月27日(木)
5	企画提案書等の提出	平成27年8月31日(月)
6	プレゼンテーション	平成27年9月2日(水)
7	審査結果の通知	平成27年9月3日(木)
8	委託契約締結	平成27年9月上旬

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については次の方法により受付及び回答を行う。

(1) 提出方法

質疑書(様式1)に質問内容をまとめ、「担当部局」のE-mailアドレス宛に電子メールにて提出すること。

(2) 提出期限

平成27年8月24日(月)午後5時15分まで

(3) 回答方法

全ての質問と回答について、本町ホームページで公開する。

(4) 回答期限

平成27年8月25日

7 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次の方法により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

- 参加申込書(様式2)
- 業務実績書(様式3)
- 業務体制表(様式4)
- 業務体制全体図(任意様式)

(2) 提出部数

8部(正本1部、副本7部)を提出する。

(3) 提出期限

平成27年8月27日(木)午後5時15分まで

(4) 提出方法

「担当部局」に午前9時から午後5時15分までに持参し提出すること。

8 企画提案書の提出

企画提案に応募する事業者は、次の方法により提案書類等を提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書（様式5）及び企画提案書別紙（任意様式）

- a 仕様書をもとに、南風原観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委託業務に必要な事項を具体的に記載すること。
- b 提案趣旨やアピールしたいポイントなどをわかりやすく記述すること。
- c その他、独自提案がある場合は、添付可能とする。

業務工程表（任意様式）

実施スケジュールと役割分担が具体的に把握出来るように提案すること。

見積書（任意様式）

- a 具体的な積算内訳を記載すること
- b 本プロポーザルは、業務規模の範囲内で最大の効果を得るために実施するものであり、見積金額が提案上限額を上回っている場合には、選定対象としないため留意すること。

(2) 作成上の留意点

A 4ファイルで提出すること

文字の大きさは、原則として12ポイント以上とすること。

提案書は、表紙、目次を除き、両面印刷とし20ページ以内とすること。

文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

提案書の下段余白中央にページ番号をつけること。

専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。

提案書の表紙には、タイトル「南風原観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委託業務」、提出年月日を記載し、正本には、会社名・会社印、代表者名・代表社印を記名押印すること。

見積書の正本には、会社名・会社印、代表者名・代表社印を記名押印すること。

(3) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）を提出する。

(4) 提出期限

平成27年8月31日（月）午後5時15分まで

(5) 提出方法

「担当部局」に持参するものとし、午前9時から午後5時15分までに提出すること。

9 参加辞退届出の提出

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次ぎの方法で提出すること。

(1) 提出書類

参加辞退届（様式6）

(2) 提出期限

平成27年9月1日(火)午後5時15分まで(郵送の場合、必着)

(3) 提出方法

「担当部局」に持参または郵送

10 受託者審査選定方法

本プロポーザルでは、南風原観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委託業務業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が審査を行う。

(1) 審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

審査の手順

プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施し、選定委員会において総合的に審査する。得点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。ただし、最も高い点を獲得した者が2者以上ある場合は、選定委員会の合議により順位を決定する。

a 実施日 平成27年9月2日(水) 予定

詳細な日程は、対象者に別途通知する。提案順序は、企画提案書提出順とする。

b 実施方法

・提出された企画提案書を基に説明を行う。

企画提案書の説明(20分以内)、質疑応答(10分以内)で行う。

・出席者は3名までとする。ただし、実際の業務に携わる責任者は必ず出席すること。

・説明の際、プロジェクターの使用は可能。スクリーン及びプロジェクターは町で準備する。ただし、パソコン等は提案者で準備すること。

・企画提案追加資料の配布は認めない。

審査における評価事項

・実績

・事業内容

・本事業における工程及び執行体制

・施設を活用した、町観光協会、町商工会との連携による誘客プラン

・見積り額

・追加提案、独自性

選定結果

選定委員会の審査後、全参加者へ個別に通知

平成27年9月3日(木) 予定

なお、選定結果等についての異議申し立ては一切受け付けない。

11 契約の手続き

業務仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、南風原町契約規則に基づき契約を締結する。

優先交渉権者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において優先交渉権者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で契約内容及び契

約額等の調整を行うことがある。

本委託契約は、契約金額を上限とし、発生経費に変動があり得るものは、原則として精算を行うものとする。

12 遵守事項

参加者は、下記の遵守事項を遵守しなければならない。参加者が遵守事項のいずれかに違反したとき、又は選定委員会が不適正な行為をしたと認めるときは、失格とする。

- (1) プロポーザル実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合しないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、故意に粗雑にし、又は品質若しくは数量について不正の行為をしないこと。
- (3) 他の事業者に対し、直接又は間接に妨害しないこと。
- (4) 本業務の履行にあたり、関係法令及び町の例規等に違反しないこと。
- (5) 暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
- (6) その他、「担当部局」の指示に従うこと。

13 留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 「担当部局」が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は、1事業所につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は認めない。
- (5) 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書については、優先交渉権の選定に使用するものとし、公表しない。ただし、情報公開請求があった場合、南風原町情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

参加資格の要件を満たさなくなった場合。

企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合。

提出書類に虚偽の記載があった場合。

見積額が提案上限額を超えている場合。

プレゼンテーションに参加しなかった場合。

選定の公平性を害する行為があった場合

前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合